

広島市告示(中区)第143号

平成27年7月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第144号

平成27年7月1日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第145号

平成27年7月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第146号

平成27年7月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第147号

平成27年7月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第148号

平成27年7月7日

東新天地自転車等駐車場及び大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、7月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第149号

平成27年7月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第150号

平成27年7月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第151号

平成27年7月15日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第152号

平成27年7月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により

次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第153号**

平成27年7月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第154号

平成27年7月21日

江波広電車庫前駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第155号**

平成27年7月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第156号

平成27年7月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第157号**

平成27年7月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第158号

平成27年7月28日

相生自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第159号**

平成27年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第160号

平成27年7月31日

小町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第161号**

平成27年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第162号

平成27年7月31日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第68号

平成27年7月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から当年7月22日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 変更区間                                | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長         |
|-------|-------|-------------------------------------|-----|-----------------------------|---------------|
| 主要地方道 | 広島中島線 | 東区馬木町字分田10083番1地先から東区馬木一丁目650番1地先まで | 旧   | メートル<br>7.10<br>～<br>12.50  | メートル<br>45.70 |
|       |       |                                     | 新   | メートル<br>10.70<br>～<br>17.30 | メートル<br>45.70 |

広島市告示(東区)第69号

平成27年7月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から当年7月22日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始区間                              | 供用開始の期日   |
|-------|-------|-------------------------------------|-----------|
| 主要地方道 | 広島中島線 | 東区馬木町字分田10083番1地先から東区馬木一丁目650番1地先まで | 平成27年7月7日 |

広島市告示(東区)第70号

平成27年7月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第71号

平成27年7月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第72号

平成27年7月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第73号

平成27年4月1日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年8月20日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した観音原自治会について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

- 代表者の氏名及び住所  
森本 信義 広島市東区福田三丁目33番18号  
白石 英夫 広島市東区福田三丁目32番17号に変更する。
- 事務所の所在地の変更  
広島市東区福田三丁目33番18号を  
広島市東区福田三丁目32番17号に変更する。

広島市告示(東区)第74号

平成27年5月14日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成26年12月2日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したサンヒルズ中山町内会について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

橋詰 伸浩 広島市東区中山上一丁目12番2号を  
中須賀 真也 広島市東区中山上一丁目22番6号に変更する。

2 事務所の所在地の変更

広島市東区中山上一丁目12番2号を  
広島市東区中山上一丁目18番4号に変更する。

広島市告示(東区)第75号

平成27年5月18日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第1項の規定に基づき、平成18年6月14日付で、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したライブヒルズ未来町内会について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

吾妻 直美 広島市東区中山西二丁目32番14号を  
柴田 拓 広島市東区中山西二丁目28番5号に変更する。

2 事務所の所在地の変更

広島市東区中山西二丁目32番14号を  
広島市東区中山西二丁目28番5号に変更する。

広島市告示(東区)第76号

平成27年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第91号

平成27年7月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第92号

平成27年7月1日

広島駅南口第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転

車等については、6月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第93号

平成27年7月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第94号

平成27年7月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第95号

平成27年7月7日

広島駅南口第三駐輪場A及び広島駅南口第四駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、7月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第96号

平成27年7月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第97号

平成27年7月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第98号

平成27年7月14日

広島駅南口第三駐輪場B及び広島駅南口第五駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、7月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第99号

平成27年7月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第100号

平成27年7月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、南区役所建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号  
第1号
- 2 指定年月日  
平成27年7月24日
- 3 道路の位置  
広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺  
青崎土地区画整理事業区域内(別添の道路指定図による。)
- 5 道路の幅員  
4.0m, 6.0m, 8.0m, 17.0m, 25.0~29.0m
- 6 道路の延長  
550.0m

別添 略

広島市告示(南区)第101号

平成27年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第102号

平成27年7月31日

広島駅南口第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、7月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第103号

平成27年7月31日

天神川南自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、7月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(西区)第79号

平成27年7月2日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年7月2日から同年7月16日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等            | 所在(起点及び終点)                        |
|----|-----------------|-----------------------------------|
| 新  | 里道<br>西5区97号里道  | 井口四丁目506番38地先から<br>井口四丁目506番7地先まで |
| 旧  | 里道<br>西5区97号里道  | 井口四丁目506番6地先から<br>井口四丁目506番7地先まで  |
| 新  | 里道<br>西5区105号里道 | 井口四丁目72番4地先から<br>井口四丁目506番4地先まで   |
| 旧  | 里道<br>西5区105号里道 | 井口四丁目72番4地先から<br>井口四丁目506番15地先まで  |

広島市告示(西区)第80号

平成27年7月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告知します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第81号

平成27年7月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告知します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第82号

平成27年7月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告知します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第83号

平成27年7月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告知します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第84号

平成27年7月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告知します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第85号

平成27年7月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告知します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第86号

平成27年7月30日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。その関係図面は、平成27年7月30日から同年8月13日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等     | 所在(起点及び終点)                     |
|----|----------|--------------------------------|
| 里道 | 西4区58号里道 | 高須四丁目1186番1地先から高須四丁目1186番1地先まで |

広島市告示(安佐南区)第73号

平成27年7月1日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年6月11日及び同月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第74号

平成27年7月2日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により屋外広告物を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 松井一實

- 屋外広告物を除却した日  
平成27年6月25日
- 屋外広告物を除却した場所  
安佐南区内
- 除却した屋外広告物の種類及び数量  
はり札 4
- 保管を開始した日  
平成27年6月25日
- 保管している場所及び返還手続きを行う場所  
広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
電話082-831-4948
- 返還手続きを行う日時  
月曜日～金曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの日及び8月6日を除く。)  
午前9時から午後4時まで

広島市告示(安佐南区)第75号

平成27年7月3日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成27年7月3日から平成27年7月17日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在                  |
|----|--------------|---------------------|
| 水路 | 用悪水路(541番14) | 広島市安佐南区高取北三丁目541番14 |

広島市告示(安佐南区)第76号

平成27年7月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                     | 新旧別 | 幅員(m) | 延長(m) |
|-------|------------|--------------------------|-----|-------|-------|
| 市道    | 安佐南2区210号線 | 広島市安佐南区大町西三丁目1208番地1地先から | 旧   | 2.70  | 29.60 |
|       |            | 広島市安佐南区大町西三丁目1214番地1地先まで |     | 3.30  |       |
|       |            |                          | 新   | 4.00  | 29.60 |

広島市告示(安佐南区)第77号

平成27年7月7日

道路の供用を次のようを開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                                 | 供用開始の期日   |
|-------|------------|------------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐南2区210号線 | 広島市安佐南区大町西三丁目1208番地1地先から<br>広島市安佐南区大町西三丁目1214番地1地先まで | 平成27年7月7日 |

広島市告示(安佐南区)第78号

平成27年7月7日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第13号
- 2 指定年月日 平成27年7月7日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区伴中央七丁目3903番4の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 5.00m  
延長 34.9m

広島市告示(安佐南区)第79号

平成27年7月7日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成19年3月13日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したイトーピア長楽寺町内会(旧代表者 山口 大輔)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

変更があった事項及びその内容

- 1 代表者の氏名及び住所  
氏名 藤田 秀之  
住所 広島市安佐南区長楽寺一丁目83番31号

広島市告示(安佐南区)第80号

平成27年7月14日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第14号
- 2 指定年月日 平成27年7月14日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区伴東五丁目の8270番2の一部及び8273番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.10m~6.60m  
延長 39.46m

広島市告示(安佐南区)第81号

平成27年7月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月15日から同月29日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名         | 変更区間                                               | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|-------------|----------------------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南2区1100号線 | 広島市安佐南区長楽寺二丁目351番地1地先から<br>広島市安佐南区長楽寺二丁目348番地5地先まで | 旧   | 3.40<br>～<br>6.20 | 34.40 |
|       |             |                                                    | 新   | 6.00<br>～<br>7.20 |       |

広島市告示(安佐南区)第82号

平成27年7月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月15日から同月29日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名         | 変更区間                                               | 供用開始の期日    |
|-------|-------------|----------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐南2区1100号線 | 広島市安佐南区長楽寺二丁目351番地1地先から<br>広島市安佐南区長楽寺二丁目348番地5地先まで | 平成27年7月15日 |

広島市告示(安佐南区)第83号

平成27年7月21日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成27年7月21日から平成27年8月7日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 水路名等                   | 所在(起点及び終点)                                       |
|----|------------------------|--------------------------------------------------|
| 水路 | K3-E2-ち-1-2-1-19号水路の一部 | 広島市安佐南区長楽寺一丁目517番1地先から<br>広島市安佐南区長楽寺一丁目517番3地先まで |

広島市告示(安佐南区)第84号

平成27年7月27日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年7月9日及び同月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第91号

平成27年7月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                               | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北4区282号線 | 安佐北区安佐町大字久地字黒谷765番1地先から<br>安佐北区安佐町大字久地字黒谷765番1地先まで | 旧   | 3.00<br>～<br>5.50 | 9.50     |
|       |            |                                                    | 新   | 3.00<br>～<br>6.10 |          |

広島市告示(安佐北区)第92号

平成27年7月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                             | 供用開始の期日   |
|-------|------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北4区282号線 | 安佐北区安佐町大字久地字黒谷765番1地先から<br>安佐北区安佐町大字久地字黒谷765番1地先まで | 平成27年7月1日 |

広島市告示(安佐北区)第93号

平成27年7月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 変更区間                                               | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|------|----------------------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 国道    | 191号 | 安佐北区安佐町大字小河内字小濱415番地先から<br>安佐北区安佐町大字小河内字小濱416番地先まで | 旧   | 9.00<br>～<br>9.10  | 28.87    |
|       |      |                                                    | 新   | 9.10<br>～<br>79.80 |          |



広島市告示(安佐北区)第94号

平成27年7月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 供用開始区間                                       | 供用開始の期日   |
|-------|------|----------------------------------------------|-----------|
| 国道    | 191号 | 安佐北区安佐町大字小内字小濱415番地先から安佐北区安佐町大字小内字小濱416番地先まで | 平成27年7月1日 |

広島市告示(安佐北区)第95号

平成27年7月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                           | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|----------|------------------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 市道    | 安佐北4区2号線 | 安佐北区安佐町大字飯室字森竹127番1地先から安佐北区安佐町大字飯室字森竹127番1地先まで | 旧   | 3.30<br>～<br>5.80  | 16.00    |
|       |          |                                                | 新   | 7.30<br>～<br>11.70 |          |

広島市告示(安佐北区)第96号

平成27年7月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                         | 供用開始の期日   |
|-------|----------|------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北4区2号線 | 安佐北区安佐町大字飯室字森竹127番1地先から安佐北区安佐町大字飯室字森竹127番1地先まで | 平成27年7月1日 |

広島市告示(安佐北区)第97号

平成27年7月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                         | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北2区773号線 | 安佐北区狩留家町字高八真平330番1地先から安佐北区狩留家町字高八真平330番1地先まで | 旧   | 2.90<br>～<br>4.30 | 9.50     |
|       |            |                                              | 新   | 5.20<br>～<br>6.70 |          |

広島市告示(安佐北区)第98号

平成27年7月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                       | 供用開始の期日   |
|-------|------------|----------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北2区773号線 | 安佐北区狩留家町字高八真平330番1地先から安佐北区狩留家町字高八真平330番1地先まで | 平成27年7月1日 |

広島市告示(安佐北区)第99号

平成27年7月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 変更区間                                           | 旧新別 | 敷地の幅員(m)            | 敷地の延長(m) |
|-------|------|------------------------------------------------|-----|---------------------|----------|
| 県道    | 下佐東線 | 安佐北区安佐町大字筒瀬字河平319番1地先から安佐北区安佐町大字筒瀬字河平344番1地先まで | 旧   | 5.00<br>～<br>11.20  | 26.00    |
|       |      |                                                | 新   | 12.40<br>～<br>17.20 |          |

広島市告示（安佐北区）第100号

平成27年7月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 供用開始区間                                             | 供用開始の期日   |
|-------|------|----------------------------------------------------|-----------|
| 県道    | 下佐東線 | 安佐北区安佐町大字筒瀬字河平319番1地先から<br>安佐北区安佐町大字筒瀬字河平344番1地先まで | 平成27年7月1日 |

広島市告示（安佐北区）第101号

平成27年7月1日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅西口南側駐輪場、可部駅東口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、下深川駅南口駐輪場、玖村駅駐輪場、安芸矢口駅駐輪場、安芸矢口駅前駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年6月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第102号

平成27年7月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第103号

平成27年7月2日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分出納員  
安佐北区役所安佐出張所 事務推進員 松本 洋子
- 2 解除する事務  
(1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び

滞納処分による収納金の収納

- (2) 国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (3) 国民健康保険未収納一部負担金の収納
- (4) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過度返還金及び納付金の収納
- (5) 介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
- (6) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過度返還金及び納付金の収納
- (7) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
- (8) 児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (9) 市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (10) 幼稚園授業料の収納
- (11) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- (12) 下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (14) 下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
- (15) 下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
- (16) 下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払

3 解除年月日

平成27年6月30日

広島市告示（安佐北区）第104号

平成27年7月3日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成27年7月3日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区深川一丁目の991番7、1000番5、及び1000番9
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル  
延長 40.35メートル

広島市告示（安佐北区）第105号

平成27年7月6日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成14年8月7日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した山田自治会（代表者 橋國 浩二）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

|          | 旧                             | 新                             |
|----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 事務所      | 広島市安佐北区可部町大字桐原2082番地          | 広島市安佐北区可部町大字桐原2109番地          |
| 代表者の氏名住所 | 橋國 浩二<br>広島市安佐北区可部町大字桐原2082番地 | 中川 敏則<br>広島市安佐北区可部町大字桐原2109番地 |

広島市告示（安佐北区）第106号

平成27年7月6日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体として、下記のとおり認可しました。

広島市長 松井一實

記

- 1 名称  
福永町内会
- 2 規約に定める目的  
本町内会は、区域内住民の福利と親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。
- 3 区域  
別紙のとおり。
- 4 事務所  
広島市安佐北区白木町大字三田5845番地
- 5 代表者の氏名、住所  
松田 佐市  
広島市安佐北区白木町大字三田5845番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
無
- 7 代理人の有無  
無
- 8 解散事由  
無
- 9 認可年月日  
平成27年7月6日

広島市告示（安佐北区）第107号

平成27年7月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐

北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                             | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|----------|--------------------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 市道    | 安佐北4区2号線 | 安佐北区安佐町大字飯室字門田2369番1地先から安佐北区安佐町大字飯室字門田2370番1地先まで | 旧   | 3.20<br>～<br>4.10  | 20.00    |
|       |          |                                                  | 新   | 3.50<br>～<br>13.60 |          |

広島市告示（安佐北区）第108号

平成27年7月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                           | 供用開始の期日   |
|-------|----------|--------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北4区2号線 | 安佐北区安佐町大字飯室字門田2369番1地先から安佐北区安佐町大字飯室字門田2370番1地先まで | 平成27年7月7日 |

広島市告示（安佐北区）第109号

平成27年7月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 変更区間                                           | 旧新別 | 敷地の幅員(m)            | 敷地の延長(m) |
|-------|------|------------------------------------------------|-----|---------------------|----------|
| 県道    | 下佐東線 | 安佐北区安佐町大字筒瀬字河平362番1地先から安佐北区安佐町大字筒瀬字河平362番1地先まで | 旧   | 6.90<br>～<br>11.00  | 32.40    |
|       |      |                                                | 新   | 11.90<br>～<br>16.00 |          |

広島市告示（安佐北区）第110号

平成27年7月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 供用開始区間                                             | 供用開始の期日   |
|-------|------|----------------------------------------------------|-----------|
| 県道    | 下佐東線 | 安佐北区安佐町大字筒瀬字河平362番1地先から<br>安佐北区安佐町大字筒瀬字河平362番1地先まで | 平成27年7月7日 |

広島市告示（安佐北区）第111号

平成27年7月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                                  | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|-----------|-------------------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北4区42号線 | 安佐北区安佐町大字東後山字神田1808番1地先から<br>安佐北区安佐町大字後山字神田1808番1地先まで | 旧   | 3.00<br>～<br>3.10 | 5.30     |
|       |           |                                                       | 新   | 5.90<br>～<br>6.30 |          |

広島市告示（安佐北区）第112号

平成27年7月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                               | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|------------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北4区42号線 | 安佐北区安佐町大字後山字神田1808番1地先から<br>安佐北区安佐町大字後山字神田1808番1地先まで | 平成27年7月7日 |

広島市告示（安佐北区）第113号

平成27年7月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                               | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北4区282号線 | 安佐北区安佐町大字久地字黒谷764番1地先から<br>安佐北区安佐町大字久地字黒谷764番1地先まで | 旧   | 3.00<br>～<br>3.10 | 14.00    |
|       |            |                                                    | 新   | 3.00<br>～<br>3.90 |          |

広島市告示（安佐北区）第114号

平成27年7月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                             | 供用開始の期日   |
|-------|------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北4区282号線 | 安佐北区安佐町大字久地字黒谷764番1地先から<br>安佐北区安佐町大字久地字黒谷764番1地先まで | 平成27年7月7日 |

広島市告示（安佐北区）第115号

平成27年7月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                                 | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|-----------|------------------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北4区54号線 | 安佐北区安佐町大字後山字先坊1347番1地先から<br>安佐北区安佐町大字後山字先坊1347番1地先まで | 旧   | 2.60<br>～<br>3.30 | 17.60    |
|       |           |                                                      | 新   | 4.80<br>～<br>8.00 |          |

広島市告示（安佐北区）第116号

平成27年7月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐

北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                               | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|------------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北4区54号線 | 安佐北区安佐町大字後山字先坊1347番1地先から<br>安佐北区安佐町大字後山字先坊1347番1地先まで | 平成27年7月7日 |

広島市告示(安佐北区)第117号

平成27年7月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 変更区間                                                 | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|------|------------------------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 県道    | 下佐東線 | 安佐北区安佐町大字久地字追崎5244番1地先から<br>安佐北区安佐町大字久地字追崎5244番1地先まで | 旧   | 5.40<br>～<br>5.50  | 12.60    |
|       |      |                                                      | 新   | 11.70<br>～<br>4.10 |          |

広島市告示(安佐北区)第118号

平成27年7月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 供用開始区間                                           | 供用開始の期日   |
|-------|------|--------------------------------------------------|-----------|
| 県道    | 下佐東線 | 安佐北区安佐町大字久地字追崎5244番1から<br>安佐北区安佐町大字久地字追崎5244番1まで | 平成27年7月7日 |

広島市告示(安佐北区)第119号

平成27年7月14日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月14日から同月28日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名    | 変更区間                                                 | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|--------|------------------------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 県道    | 勝木安古市線 | 安佐北区安佐町大字後山字荒田2490番1地先から<br>安佐北区安佐町大字後山字荒田2490番1地先まで | 旧   | 8.60<br>～<br>9.70  | 26.00    |
|       |        |                                                      | 新   | 8.60<br>～<br>13.20 |          |

広島市告示(安佐北区)第120号

平成27年7月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年7月14日から同月28日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名    | 供用開始区間                                               | 供用開始の期日    |
|-------|--------|------------------------------------------------------|------------|
| 県道    | 勝木安古市線 | 安佐北区安佐町大字後山字荒田2490番1地先から<br>安佐北区安佐町大字後山字荒田2490番1地先まで | 平成27年7月14日 |

広島市告示(安佐北区)第121号

平成27年7月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成27年7月21日から同年8月4日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                                     |
|----|--------------|------------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区4474号里道 | 安佐北区可部町大字桐原1469番2地先から<br>安佐北区可部町大字桐原1469番2地先まで |

広島市告示(安佐北区)第122号

平成27年7月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成27年7月21日から同年8月4日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                                     |
|----|-------------|------------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区189号里道 | 安佐北区可部町大字桐原1471番1地先から<br>安佐北区可部町大字桐原1471番1地先まで |

広島市告示(安佐北区)第123号

平成27年7月21日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

その関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 廃止番号 第4号
- 2 廃止年月日 平成27年7月16日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区亀山三丁目1246番6の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 15.00メートル

広島市告示(安佐北区)第124号

平成27年7月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐北区)第125号

平成27年7月24日

可部駅東口駐輪場、可部駅西口北側駐輪場、玖村駅駐輪場、上深川駅駐輪場及び志和口駅前駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年7月23日に広島市西部自転車保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安芸区)第54号

平成27年7月13日

広島市自転車の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第55号

平成27年7月13日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、7月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第56号

平成27年7月22日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 廃止番号 第4号
- 2 廃止年月日 平成27年7月22日
- 3 道路の位置 広島市安芸区矢野東二丁目4022番2の一部
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 31.5メートル

広島市告示(安芸区)第57号

平成27年7月27日

広島市自転車の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第58号

平成27年7月27日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、7月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(佐伯区)第95号

平成27年7月1日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成27年7月1日
- 3 廃止する道路の位置 広島市佐伯区五日市駅前一丁目827番3の一部
- 4 廃止する道路の幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 29.40メートル

広島市告示（佐伯区）第96号

平成27年7月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第97号

平成27年7月8日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成27年7月8日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市中央五丁目1490番2の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.02メートル～4.63メートル  
延長 32.26メートル

広島市告示（佐伯区）第98号

平成27年7月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第99号

平成27年7月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第100号

平成27年7月14日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年7月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第101号

平成27年7月15日

次のとおり、住居表示を実施します。

広島市長 松井一實

- 1 住居表示を実施する区域 佐伯区石内東一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目
- 2 実施年月日 平成27年8月3日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号図 別紙「第151次佐伯区石内東地区新町界町名及び街区符号図」

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第102号

平成27年7月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第103号

平成27年7月28日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年7月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第104号

平成27年7月30日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図面は、平成27年8月13日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

記

| 公園名称    | 所在地                | 供用開始の期日    | 区域      |
|---------|--------------------|------------|---------|
| こころ第十公園 | 広島市佐伯区石内北一丁目5003番8 | 平成27年7月30日 | 別図のとおり。 |
|         | 広島市佐伯区石内北一丁目5004番8 |            |         |
|         | 広島市佐伯区石内北五丁目5013番5 |            |         |

別図 略

広島市告示（佐伯区）第105号

平成27年7月30日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図書は、平成27年7月30日から同年8月13日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等           | 所在（起点及び終点）                             |
|----|-----|----------------|----------------------------------------|
| 水路 | 旧   | K3-H-68-8-8号水路 | 佐伯区坪井一丁目1313番1の地先から佐伯区坪井一丁目1310番地の地先まで |
|    | 新   | K3-H-68-8-8号水路 | 佐伯区坪井一丁目1310番地先から佐伯区坪井一丁目1310番地先まで     |

区告示

広島市南区告示第11号

平成27年7月9日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原 範朗

記

| 氏名     | 住民票の住所                    | 職権処理の内容 |
|--------|---------------------------|---------|
| 平岡 光明  | 広島市南区上東雲町31番10-301号奈三木コーポ | 消 除     |
| 來海 公治  | 広島市南区東雲一丁目10番18号 発一内      | 消 除     |
| 河本 勝太郎 | 広島市南区東雲二丁目12番3-103号       | 消 除     |
| 濱田 諭   | 広島市南区比治山本町7番10-703号       | 消 除     |
| 後藤 浩一  | 広島市南区松川町2番17-801号         | 消 除     |

広島市南区告示第12号

平成27年7月27日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原 範朗

記

| 氏名     | 住民票の住所                  | 職権処理の内容 |
|--------|-------------------------|---------|
| 足田 幸一  | 広島市南区小磯町2番35号           | 消 除     |
| 川北 和雄  | 広島市南区西本浦町13番10号 松尾荘201号 | 消 除     |
| 三原 京子  | 広島市南区松川町5番3-702号 エーワンビル | 消 除     |
| 田中 源太郎 | 広島市南区的場町一丁目4番8-302号     | 消 除     |
| 中坂 利三  | 広島市南区翠四丁目16番24-304号     | 消 除     |

広島市佐伯区告示第5号

平成27年7月13日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市佐伯区長 若林 健 祐



記

| 氏名    | 住民票の住所                | 職権処理の内容 |
|-------|-----------------------|---------|
| 小野 孝志 | 広島市佐伯区五日市町大字石内5761番地1 | 消 除     |
| 佐々木 亨 | 広島市佐伯区五日市一丁目8番7-201号  | 消 除     |
| 山下 真二 | 広島市佐伯区吉見園19番3号        | 消 除     |

区選管告示

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第23号

平成27年7月17日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、小河内財産区議会議員の任期満了による一般選挙を、次のとおり行います。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

- 1 選挙期日 平成27年7月22日
- 2 選挙すべき議員の数 7人

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第24号

平成27年7月17日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

| 区分       | 住所                    | 氏名    | 備考 |
|----------|-----------------------|-------|----|
| 選挙長      | 広島市安佐北区安佐町大字小河内5245番地 | 下本 重雄 |    |
| 同上の職務代理者 | 広島市安佐北区安佐町大字小河内6047番地 | 武田 泰弘 |    |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第25号

平成27年7月17日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び第80条第1項の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1  
広島市安佐北区役所安佐出張所2階会議室
- 2 日時 平成27年7月22日 午後9時00分

ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないときは、平成27年7月22日午後4時30分に開会する。

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第26号

平成27年7月17日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、開票事務を選挙会事務と併せて行います。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第27号

平成27年7月17日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における候補者1人の選挙運動費用の制限額について、公職選挙法第194条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

制限額 970,600円

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第28号

平成27年7月17日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

| 投票区   | 区分       | 住所                     | 氏名    | 備考 |
|-------|----------|------------------------|-------|----|
| 安佐第九  | 投票管理者    | 広島市安佐北区安佐町大字小河内5245番地  | 下本 重雄 |    |
|       | 同上の職務代理者 | 広島市安佐北区安佐町大字小河内6047番地  | 武田 泰弘 |    |
| 安佐第十  | 投票管理者    | 広島市安佐北区安佐町大字小河内1448番地  | 迫田 勲  |    |
|       | 同上の職務代理者 | 広島市安佐北区安佐町大字小河内2733番地2 | 岡田 孝昭 |    |
| 安佐第十一 | 投票管理者    | 広島市安佐北区安佐町大字小河内6119番地  | 安福 孝昭 |    |
|       | 同上の職務代理者 | 広島市安佐北区安佐町大字小河内6035番地1 | 増野 岩登 |    |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第29号

平成27年7月17日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

| 区分       | 住所                    | 氏名    | 職務を行う日         |
|----------|-----------------------|-------|----------------|
| 投票管理者    | 広島市安佐北区安佐町大字小河内5245番地 | 下本 重雄 | 平成27年7月18日～21日 |
| 同上の職務代理者 | 広島市安佐北区安佐町大字小河内6047番地 | 武田 泰弘 |                |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第30号

平成27年7月17日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

| 投票区名  | 投票所施設名   | 所在地                     |
|-------|----------|-------------------------|
| 安佐第九  | 安佐小河内集会所 | 広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地の3 |
| 安佐第十  | 小峠集会所    | 広島市安佐北区安佐町大字小河内1217番地   |
| 安佐第十一 | 西部会館     | 広島市安佐北区安佐町大字小河内6080番地の2 |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第31号

平成27年7月17日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

| 期日前投票所開設場所               | 所在地                    |
|--------------------------|------------------------|
| 広島市安佐北区役所安佐出張所<br>2階 会議室 | 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1 |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第32号

平成27年7月17日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所4階講堂
- 2 日時 平成27年7月17日 午後5時30分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。  
(1) 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所4階講堂  
(2) 日時 平成27年7月20日 午後5時30分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第33号

平成27年7月23日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙において、当選した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

- 広島市安佐北区安佐町大字小河内5841番地 渡辺 興雄
- 広島市安佐北区安佐町大字小河内3762番地 中川 環
- 広島市安佐北区安佐町大字小河内3075番地 寺本 佳弘
- 広島市安佐北区安佐町大字小河内710番地3 大場 要
- 広島市安佐北区安佐町大字小河内5534番地 生田 友夫
- 広島市安佐北区安佐町大字小河内928番地 中村 房夫
- 広島市安佐北区安佐町大字小河内4616番地1 鈴木 師正

区選管委員長告示

広島市安佐北区選挙管理委員長告示第3号

平成27年7月17日

平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

- 不在者投票の投票記載場所  
広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1  
広島市安佐北区役所安佐出張所2階会議室

**教委規則**

**広島市教育委員会規則第12号**

平成27年4月30日

広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内康輝

**広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則（平成27年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成27年広島市条例第27号」を「昭和28年広島市条例第18号」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**広島市教育委員会規則第13号**

平成27年7月8日

広島市教科用図書採択審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内康輝

**広島市教科用図書採択審議会規則の一部を改正する規則**

広島市教科用図書採択審議会規則（平成25年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

**附則**

この規則は、平成27年7月8日から施行する。

**教委告示**

**広島市教育委員会告示第11号**

平成27年7月2日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

（別紙）

平成24年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（都市整備局）

- 1 監査意見公表年月日  
平成25年2月4日（広島市監査公表第1号）
- 2 包括外部監査人  
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日

委員長 井内康輝

- 1 日時 平成27年7月8日（水） 午前9時30分～
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

**【公開予定議題】**

- (1) 卒園証書・卒業証書について（報告）
- (2) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（代決報告）
- (3) 広島市教科用図書採択審議会規則の一部改正について（議案）

**【非公開予定議題】**

- (4) 訴訟について（報告）
- (5) 事務局職員の人事について（代決報告）

**広島市教育委員会告示第12号**

平成27年7月24日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

- 1 日時 平成27年7月29日（水） 午後1時30分
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

**【非公開予定議題】**

- (1) 教職員の人事について（議案）

**監査公表**

**広島市監査公表第26号**

平成27年7月1日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 竹田康律  
同 星谷鉄正

**包括外部監査の意見に対する対応結果の公表**

広島市長から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。